

平成 29年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 9月 4日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 9月 4日 (火) 10時 00分
散 会	平成 29年 9月 4日 (火) 11時 9分
出席議員	<p>議長 矢野 勉 1番 深野良二 2番 田口讓司 4番 山本一洋 5番 奥村忠義 6番 木村博文 7番 石丸時次郎 8番 栗野光雄 9番 山本久矢 10番 川上康男 11番 福本秀昭 12番 梅田美代子 13番 一木哲美 14番 河内直子 15番 田中政浩</p>
出席議員数	15名
欠席議員	3番 横山善美
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田頭喜久巳 副町長 中野高文 教育長 入江哲生 総務課長 大武一幸 企画課長 岩下定徳 財政課長 神本浩美 税務課長 藤本英明 住民課長 亀田美香 健康課長 古川秀志 環境防災課長 林 浩嗣 建設課長 堀内 明 都市計画課長 重信英志 農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波 剛 福祉課長 重信利子 こども課長 一木眞澄 教育課長 橋本照美 生涯学習課長 松尾和彦</p>
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 倉掛俊一 議会事務局議会係長 中原玲子</p>

議 事 録

平成29年第3回定例会

[初 日]

平成29年9月4日（月）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>最初に、九州北部豪雨災害の犠牲者の方々に対しまして、黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>ご協力をお願いいたします。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。</p> <p>黙とう。</p> <p>(全員黙とう)</p>
議 長	<p>お直りください。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>開会前に町民憲章の朗読をお願いします。</p> <p>私の方が一つと言いますので、その後引き続き、ご唱和をお願いします。</p> <p>ご起立をお願いします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成29年第3回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番 奥村忠義議員及び6番 木村博文議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日9月4日から19日までの16日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から9月19日までの16日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「諸般の報告」を、行います。</p> <p>7月に実施しました総務建設常任委員会視察研修の報告を求めます。</p> <p>石丸委員長</p>
石丸委員長	<p>おはようございます。</p> <p>7月に実施しました総務建設常任委員会の視察研修について、報告をします。</p> <p>今回の視察研修のテーマは、1点目が災害対策、2点目がバイオマス事業について</p>

です。

まず1点目の災害対策につきましては、ご承知のとおり、昨今の自然災害は、これまでの常識が通用しない想定外のものが多く、被害の実態は想像を絶する甚大なものとなっています。

そのような認識のもと、総務建設常任委員会では、災害対策議会版設置に向け検討を進めているところでもあり、東日本大震災から6年となる石巻市、女川町の復興に向けた課題や取り組みの状況を学び、本町の災害対策に生かしていくことを、その目的としました。

それでは、石巻市、女川町の復興へ向けた取り組みと学んだことについて、報告をします。

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生しました津波により、石巻市、女川町は壊滅的な被害を受けました。見渡す限りの瓦礫の山々、言葉も失ったあの日から6年、復興へ向けた取り組みは力強く、確実に進んでいることを実感できました。特に女川町の取り組みは注目すべき点が多々ありました。

本町は、地震に加えて、津波による被害も甚大でした。しかし女川町は、復興に向けてのスタートダッシュがどこよりも早く、驚くべきことに、ライフラインが断絶し、携帯電話も通じない状態の中で、水産、加工、商工の三大業界の事業者がロコミだけで集まり、震災直後の3月21日、住民自治による復興連絡協議会準備会が立ち上がりました。

それは、女川町では、震災前から町内活動が活発で、地域コミュニティがしっかりしていたことと深く結びついていました。

さらに、震災1カ月後、女川町復興連絡協議会が立ち上がり、復興対策が本格的に企画されていきました。

その際、最初に検討されたのは、他の町が検討を始めていた防潮堤をつくるかどうかではなく、どうすれば町が早期に復興するかということでした。津波で被災した地域のうち、ほとんどの自治体は、巨大防潮堤を建てる計画を発表し、着工していましたが、女川町は防潮堤を整備するハード面の強化だけでは完璧な防災を目指すことに限界があると考え、新しい町づくりの基本理念として、防災よりも減災を掲げ、住民の命を守るために、「避難する情報を確実に伝える」「避難のための道路や場所を確保する」というソフト対策に重点を置きました。

そして、そのことはどこよりも早く、瓦礫が撤去され、嵩上げ作業はほぼ完成し、道路なども整備されていきました。

また、同町ではいち早く、防災集団移転促進事業を適用し、移住地を高台に整備し集団移転するという計画を進め、震災復興事業によって、山を切り崩し宅地を造成する際に出た土を低地のかさ上げに使用し、産業用地などをつくることで、復興の進度を早めることに成功しました。

女川町の復興は、将来も含めての人口減少を見据えた都市構造としての安心・安全・暮らしやすいコンパクトシティです。そのために町のへそ、中心に都市機能を配置し、拠点化することで、人の流れを意識的にへそへ集約し、人口減少でも活力を維持・創出できるを目指しています。

また、海側から3段構造となる断面、地形、ひな壇構造にすることで海への視界を確保し、減災と海の町の意識を両立させました。

このことから女川町は、人口減少化においても賑わいと活力を維持し続けられる町を目指し、具体的には、将来にわたって続く人口減少を前提とし、ハード面においては、人の流れを分散させず、集約する構造とすることで、経済活動や地域活動を展開しやすい環境をつくること、ソフト面においては、質の高い行政サービスを提供しつ

つ、住民をはじめとする町を使う人々を、増大させる取り組みを行政と民間が連携し生み出していくこととなりました。

以上のことから、女川町は、住民自治、団体自治ともに住民との連携が取れていたため、復興期2011年から2013年の早期復興に繋がったと言えます。

さて、昨年4月に発生しました熊本地震の傷が未だ生々しく残る中、7月には北部九州豪雨により朝倉市、東峰村は甚大な被害を受けました。

幸いにも本町では大きな災害はありませんでしたが、いつこのような自然災害で緊急事態に直面するか分からない。しかも止めることのできない自然災害に、どう対応していくのか、今後、有効な復興対策を検討するにあたり重要なことは、しっかりとした地域コミュニティからなる住民連携であることを、強く感じてきたところです。

最後に、震災2カ月後に書かれた小学生の詩を紹介し、1点目の災害対策視察研修の報告とします。

「女川町は流されたのではない、新しい女川に生まれ変わるんだ。

人々は負けず待ち続ける、新しい女川に住む喜びを感じるために。」

次に、バイオマス事業の視察研修について、報告します。

視察先は宮城県南三陸町です。

南三陸町は人口14,320人で、三方を山に囲まれ、海と山が一体となった自然豊かな環境を形成する小さな町です。

当町は震災後、バイオマス事業を軸とした環境に優しく災害に強いを目指し、震災復興計画の大きな柱であるエコタウンへの挑戦、それは自然の豊かさが循環する循環型の実現です。

それでは、南三陸町バイオマス産業都市構想と南三陸のリサイクル施設の視察研修について報告をします。

まず、南三陸町の震災復興計画では、町の将来像として、自然・人・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまちを掲げ、復興を目標として、1つ目が、安心して暮らし続けられるとしての地域コミュニティの再構築、2つ目の自然と共生するでは、自然環境の保全、エコタウンへの挑戦、生活環境の保全、3つ目に、なりわいと賑わいの町づくりとしては、産業の再生、発展の3つの目標達成に向け、創造的復興を目指すとしています。

南三陸町は震災後、人と環境に優しく災害に強いを目指して、南三陸町バイオマス産業都市構想を定め、2つの事業を柱として実施をしています。

その1つが、これまで処理されていた生ごみやし尿などの汚泥を利用したバイオマス事業、2つ目が、これまで山林に捨てられていた残材などを活用した木質ペレット事業の推進を図り、関連する取り組みや産業の創出、活性化などの波及効果を目指しています。

ちなみに、地域の波及効果として、産業創出が9億から10億円、雇用創出が90人から110人、地域エネルギー創出が約600世帯相当、ごみ処理施設の財政負担削減が、年当たり約1億円、その他に温室効果ガス削減、農業用液肥利用など、様々な分野で事業効果を出しています。

最後に、南三陸町がバイオマス産業都市を目指した東日本大震災からの教訓を紹介し、合わせて1日も早い完全復興を願い、今回の視察研修とします。

東日本大震災、とりわけ巨大津波により、わが町は甚大なる被害を受けた。電気、ガス、上下水道などのライフラインのほとんどが絶たれることになり、厳しい寒さの中、暖をとるのも困難となり、このことが生命活動に甚大な影響を及ぼしたことは忘れ得ぬことである。

この経験から学んだ教訓は多岐にわたるが、その中の1つに、生命活動に必要な最

	<p>低限のものにおいては、できる限り地域内で蓄えるよう備えるべきであるということである。</p> <p>自然の恵みが豊かなわが町には、本来食料も水もエネルギーも豊富にあるはずであるが、実際にはそれらを手に入れるのに困難を伴った。特に外部に依存していた電気、石油、ガスの入手は困難を極めた。地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整え、人と環境に優しく災害に強いを進めることは本町の急務である。</p> <p>考えてみますと、東日本大震災の教訓は被災地のみならず、すべての自治体に多くの示唆を与えました。今回の視察研修で学んだことを、今後の総務建設常任委員会活動に生かしていくことを申し述べ報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続けて、文教厚生常任委員会視察研修の報告を求めます。</p> <p>奥村委員長</p>
<p>奥村委員長</p>	<p>文教厚生常任委員長の奥村でございます。</p> <p>報告に入ります前に一言、別のことで報告させていただきます。</p> <p>先日、中牟田地区の方々やそれ以外の方々十数名で、豪雨災害によって柵木中に避難されている方々のところに赴き、豚汁と手作りでシソの葉ジュースを召し上がっていただきました。おいしいと言って食してくださいましたことに喜びを感じました。1日も早い復興をお祈りいたします。</p> <p>それでは、視察研修の報告を行います。</p> <p>まず、研修先に石川県の2市1町を選んだ理由としましては、教育に力を入れてある県であり、親子議会を開催してあるところ、学力向上の取り組みなどにおける先進地を福岡県町村議会に相談しましたところ、中でも石川県の中能登町を推薦しますと言われたことにより、視察研修を申し込みました。快く引き受けてくださいましたことに感謝いたしております。</p> <p>それらの経緯を踏まえ、石川県珠洲市、中能登町、白山市に視察研修に行っていました。</p> <p>研修内容の主なものとしましては、珠洲市、親子議会について、中能登町、教育関係で夢プロジェクトと学校支援員の配置について、白山市では、小中学校における学力向上の取り組みと少人数学級の取り組みについて、を研修してまいりました。</p> <p>それでは初日の、珠洲市の親子議会の研修内容を報告いたします。</p> <p>趣旨としましては、小中学生が身近な地域の問題や将来の教育の問題など、市政に関するテーマについて自由な発想による意見を発表したり質問したりする、そのことを通して親子が珠洲市に対する理解と関心を育むことを目的として実施するものであるということでした。</p> <p>親子議会と申しましても親子で参加するのではなく、質問事項をクラスで考えることによってクラスの絆を深め、また家庭に持ち帰って、親子で質問内容を親に相談することによってふれあいを持ち、絆をより一層深いものにするといった、そういったねらいのあるものでした。</p> <p>親子議会は、市内7つの小中学校から14名の子ども議員が選出され、議場において市長に質問を投げかけ、答弁は市長1人で行っているとのことでした。もちろんケーブルテレビで放映しているので、リハーサルは行っているそうです。</p> <p>また、親子議会で終わった子どもたちについて、感想文には、「貴重な経験ができた。」「市長の答弁に感動した。」「深く市政を知ることができた。」「ふるさを見つめ直すことができました。」、そして全員が参加してよかったと答えていました。</p> <p>次に、2日目の中能登町の研修内容を報告いたします。</p> <p>基本理念としては、「ふるさと・ふれあい・心を育む中能登町」を掲げてあり、町民が安心して、すこやかで生きがいを感じ楽しく暮らせる地域環境づくり、夢と希望</p>

を持った就業の場所づくりを将来の目標としてあるそうです。

夢プロジェクト事業の重点取り組みとしまして、小学校では、学習、学力向上、基本的な学習習慣の徹底を図る。礼儀、思いやりでは、各小学校間の交流を進め、友だち、先生、家族、地域の人たちとのふれあいを大切にする。運動に励み全身を鍛え、健康で明るくと、こういうことが取り上げられてありました。これらのことを重点目標に取り組みでありました。

合併時に3校あったものを1校に統合した中学校では、学力向上において、質が高く行き届いた授業を行う。生徒活動では活動が機能しており、自治能力があつて生活態度がしっかりしている。部活動では熱心に取り組み、強い中学校。以上のことを推進し、すべてに県内トップクラスを維持してあるそうです。

なお、学力部会では、町独自の漢字・計算テストを実施し、地域や保護者のボランティアの方を活用して、中学3年生の2学期からのテストの採点を依頼してあるそうです。

学校支援員は27年度からの取り組みで、配置については、29年度は小学校19人を3校の小学校に振り分け、中学校には4人配置してあり、効果としましては、特別支援学級の児童生徒が支援員さんがいることで、交流学級のときもスムーズに教室に入れる。通常学級にも支援員を配慮しているので学習が落ち着いてできる。子ども、保護者の反応としては、授業や活動において安心できる。交流学習へ向かうときの心の支えとなっている。

学校側の反応では、特別支援学級だけでなく通常学級の低学年も配置できるので、学習の定着に繋がる。支援員さんがいることで子どもたちは精神的に安定している。

定住促進の取り組みでは、様々な奨励金制度や助成事業を設け、学校給食においては、18歳未満の児童生徒を2人以上扶養していることを条件に、2人目からは給食費を無料にしてありました。

住宅関連事業では、木造建ての耐震改修工事に要する費用の助成、屋根雪の落下防止装置の設置に助成するといった雪国特有のものもありました。

続きまして最終日、白山市の研修の報告に入ります。

白山市教育基本理念では、「ふるさと白山の未来を開く、人を育てる地域とともに」をテーマに、学校教育方針で、豊かな学力、豊かな心、すこやかな体の育成を目指して、確かな学力に向けた授業づくりの推進、学びを支える学習基盤づくりの推進、豊かな心を持ち主体的に物事に取り組む児童生徒の育成、運動に親しみ心身ともに健全な児童生徒の育成、心が通い合う生徒指導の充実、特別支援教育の充実、外国語・国際理解教育の充実、以上が教育方針の重点項目となっていました。

地域に根差した特色ある学校の創造では、地域の文化や自然、ジオパークについて理解を深める体験活動の推進、学校図書館教育の充実、少人数学級及び少人数授業の充実、学校評価等を活かした地域に開かれ信頼される学校づくりの推進、将来の夢や目標を育む教育の推進、教職員の実践的指導力を高める研修の充実が重点項目となっていました。

教職員の授業力向上では、夏休みに2学期以降の授業づくりに向けた研修を行っているそうです。学力向上ロードマップでのPDCAサイクルの実施、学力向上パイオニア・プラン、研究推進事業の実施、他にも人間性の育成で音楽や陶芸などの様々な体験推進事業、3泊4日の宿泊体験、小学生を対象としたジオパーク遠足、スキー遠足、また、中学校の部活動では、教職員の過重労働をなくす観点から、限られた時間内で集中力を養うために、土曜、日曜のいずれかを、部活動を休みの日と決めてあるそうです。

最後に、白山ふるさと文学賞についての説明で終わりたいと思います。

	<p>白山市が生んだ偉大な先輩たち、思想家の暁鳥敏、小説家の島田清次郎、俳人の加賀千代女を末永く継承をするとともに、市民の創作活動を奨励し、文化の向上を図ることを目的として、暁鳥敏賞、ジュニア文芸賞、ライン賞等を設けて、賞金、賞品を贈呈してあるそうです。</p> <p>それではこれをもちまして、文教厚生常任委員会の視察研修の報告を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	報告が終わりました。
日程第4	
議長	日程第4 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 町長
町長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成29年第3回定例会を招集しましたところ、多数ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、7月5日の北部集中豪雨災害は、本町の隣接、近接の朝倉市、東峰村に未曾有の被害をもたらしました。お亡くなりになられました方々に心から哀悼の誠を捧げ、また、消息不明の方々には1日も早い無事のお帰りを祈念するものでございます。</p> <p>今、現地では、連日のマスコミ報道のとおり、懸命の捜索、復旧活動、さらには復興プランの策定等がなされようとしております。筑前町も同じ圏域の自治体として、住民の皆様と心をつなげて、でき得る限りの支援をなすべく努力をしているところでございます。</p> <p>さらに、本町でもいつ起きるかもしれない災害でございます。被災地を支援しながらも学ばなければならない思いを強くするところであります。</p> <p>それでは、本日提案します議案等18件の説明を申し上げます。</p> <p>なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。</p> <p>諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成29年12月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。</p> <p>諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成29年12月31日をもって任期満了となり、後任の候補者を推薦したいので議会の意見を求めるものです。</p> <p>報告第4号、平成28年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。</p> <p>報告第5号、平成28年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても同じく、公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。</p> <p>議案第37号、曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第2回変更基本協定の変更につきましては、福岡県と締結した当該基本協定について、工事費及び費用負担額を変更する必要が生じたため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第38号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>議案第39号、筑前町学童保育所条例の制定につきましては、学童保育所の設置を明確にするため、地方自治法の規定に基づき、当該条例を整備する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p>

	<p>議案第40号、筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町水道事業に係る布設工事監督者の資格保有者を安定的に確保するため、当該条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>議案第41号、平成29年度筑前町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正額1億1,579万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ123億9,031万9,000円とするものです。</p> <p>主な補正内容としましては、 農業者トレーニングセンター用地を取得するための 「農業者トレーニングセンター管理運營業務 8,163万6,000円」 水道会計が負担した、四三嶋工業団地の用地買収等費用を繰出すための 「水道創設事業出資金 1,298万3,000円」 などを追加するものです。</p> <p>議案第42号、平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入を153万7,000円増額し、補正後の収益的収入総額を4億1,872万7,000円、資本的収入を1,298万2,000円増額し、補正後の資本的収入総額を2億3,186万3,000円とするものです。</p> <p>認定第1号から認定第8号につきましては、筑前町の一般会計と7つの特別会計の合計8会計の平成28年度決算の認定についてであります。</p> <p>いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最小の経費で最大の効果をあげるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては、先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の「決算審査意見書」のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思っております。</p> <p>また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思っておりますので、そのときよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏名 岡松明子 住所 福岡県朝倉郡筑前町松延 生年月日</p> <p>提案理由、人権擁護委員の岡松明子氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となるので、再任のため候補者として推薦しようとするものでございます。</p> <p>岡松明子氏の経歴につきましては、別途配布をさせていただいております参考資料</p>

	1 ページに経歴書を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、ご提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 木村議員
木村議員	現在のですね、人権擁護委員さんの男女の割合と年齢幅ですね、年齢幅がいくつぐらいからいくつぐらいの方がおられるか、それをお尋ねいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 男性が4名で女性が3名の7名でございます。 年齢につきましては、正確に何歳ということはできませんけれども、60代、70代の方になっていただいております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第6	
議 長	日程第6 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の4ページをお願いいたします。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 尾畑潮美 住所 福岡県朝倉郡筑前町久光 生年月日 提案理由、人権擁護委員の奥平保代氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となるので、後任の候補者として推薦しようとするものでございます。 尾畑潮美氏の経歴につきましては、先ほどの参考資料2ページに経歴書を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。</p> <p>諮問第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 報告第4号「平成28年度筑前町財政健全化判断比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号「平成28年度筑前町財政健全化判断比率について」</p> <p>平成28年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>健全化判断比率報告書でございます。</p> <p>実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないことから比率はございません。</p> <p>実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率でございます。3年間の平均で算出をされますけど、13.5%となっております。</p> <p>普通交付税、臨時財政対策債の減少によりまして、標準財政規模が縮小したことにより、前年度の13.2%から0.3%上昇をしております。</p> <p>将来負担比率につきましては、106.6%となっております。</p> <p>将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債の将来負担額は減少しておりますけど、負担額に充当可能な基金の減、並びに標準財政規模の縮小により、前年度の100.9%から5.7%上昇をしています。</p> <p>7ページに監査委員の審査意見書を付けております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで報告第4号「平成28年度筑前町財政健全化判断比率について」の報告を終わります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 報告第5号「平成28年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号「平成28年度筑前町公営企業の資金不足比率について」</p>

	<p>平成28年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>資金不足比率報告書でございます。</p> <p>4つの公営企業会計いずれも資金不足はなかったことを報告いたします。</p> <p>10ページに監査委員の審査意見書を付けております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで報告第5号「平成28年度筑前町公営企業の資金不足比率について」の報告を終わります。</p>
日程第9～ 日程第14	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第9から日程第14までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第9 議案第37号から日程第14 議案第42号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第37号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第2回基本協定の変更について」</p> <p>平成29年3月17日付け第3号議案をもって議決された曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第2回変更基本協定の議決内容の一部を別添のように改める。</p> <p>本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が述べられましたので、省略をさせていただきます。</p> <p>次の12ページをお願いいたします。</p> <p>基本協定の内容でございます。</p> <p>協定の目的につきましては、そこに記載をしておりでございます。</p> <p>この事業は、県が事業主体で行っている河川改修工事に伴う工事費及び費用負担額でございますが、変更前と変更後の金額及び、福岡県及び筑前町分の負担額、各2分の1ずつの負担でございます。それぞれ金額を記載しておりでございますが、工事費につきましては、変更前、変更後の増減額で、事務費の5%を含みまして、総額3,075万の増となっております。</p> <p>変更後の町負担額につきましては、前回協定より1,575万、これも事務費75万を含む額でございます。の、増となっております。</p>

	<p>主な増額の理由といたしましては、河川改修に伴います橋梁の架換工事に伴いまして、前後の取付道路の擁壁の設置工事を実施するにあたりまして、改めて当初CG版の試験を実施されましたところ、当初想定した地盤力を得ることができなかったというところから、地盤改良が新たに必要ことが判明したところでございます。</p> <p>その結果に伴う地盤改良工事の追加施工、また、合わせて労務費の改定、本年度の5月に地元立会の際に地元のほうから追加要望等がございました。それと橋梁上部の施工方法の追加工事、そういったものが主な追加に伴いまして、工事費用が増額したことが主な理由でございます。</p> <p>財源の追加費用につきましては、本年度、交付決定のございました、国の交付金の事業の中で相殺したいというふうに考えております。</p> <p>以上が提案理由でございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第38号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>別紙条例改正案を提出するものです。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど町長が説明のとおりです。</p> <p>次ページ、14ページをお願いいたします。</p> <p>こちらに筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。ということで、改正案と現行の対比表をお示ししております。</p> <p>この条例の改正内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴いまして、筑前町で条例化されております当該条例について、法改正に合わせ改正するものです。</p> <p>内容は、都道府県知事にかかわる内容に指定都市の長が行う内容が加わったもので、筑前町の事業に影響のないことを付け加えさせていただきます。</p> <p>この条例の施行は、法改正に合わせ平成30年4月1日としております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>続きまして、15ページでございます。</p> <p>議案第39号「筑前町学童保育所条例の制定について」</p> <p>16、17ページの条例案を提出するものです。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど町長が説明のとおりです。</p> <p>16ページ、17ページの条例案につきましては、筑前町の学童保育についての関係法令について、現状を概略ご説明いたしますと、現在、児童福祉法に基づきまして、事業を実施しております。学童保育の設備と運営基準については町の条例として、筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めております。</p> <p>また、学童保育の運営につきましては、筑前町放課後児童健全育成事業実施要綱に基づきまして、学童保育の運営を筑前町社会福祉協議会に現在委託し、公設民営で行っているのが現状です。また近年、学童保育の利用者が増加していることや国からも実施主体の明確化を通知されております。</p> <p>そこで設置について、公設の位置付けを明確にするため地方自治法に基づき、この</p>

	<p>条例の制定を行うものです。</p> <p>この条例は、平成30年4月1日の施行とさせていただきたいと思ひます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>それでは、議案書の18ページをお開き願ひたいと思ひます。</p> <p>議案第40号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明しましたとおりでございます。</p> <p>19ページをお開き願ひたいと思ひます。</p> <p>筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関し条例の一部を、次のように改正するものでございます。</p> <p>条例の第3条に、布設工事監督者の資格について、同条第1号から第8号にそれぞれ定められているところでございます。</p> <p>それぞれの資格要件では、専門学科と普通学科卒業者の実務経験年数において大きな隔たりがございまして、資格保有者を持続的かつ安定的に確保するために、ここでお示しをしております新旧対照表のとおりでございまして、その他前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると町長が認める者を、新たに号数として追加いたしまして、条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の20ページをお願いします。</p> <p>議案第41号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第3号）について」平成29年度筑前町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成29年度一般会計補正予算（第3号）をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成29年度筑前町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,579万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,031万9,000円とするものです。</p> <p>第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>地方債の補正につきましては、合併特例事業債の額を150万円増額し、10億5,900万円とするものです。</p> <p>6ページが歳入、7ページが歳出の総括表です。</p> <p>7ページの補正額の財源の内訳につきましては、国庫支出金201万4,000円、地方債150万円、その他8,337万6,000円、一般財源2,890万4,000円です。</p> <p>それでは、歳出から説明をいたします。</p> <p>10ページをお願いします。</p>

	<p>1 款議会費 12 万 9,000 円は、議会録音等システム内の UPS 装置を交換をするものです。</p> <p>2 款 1 項 2 目文書広報費 50 万円につきましては、東京国際フォーラムにおいて開催をされます全国町村会のイベント、町イチ村イチ 2017 に職員が参加をするための経費であります。</p> <p>2 1 目行政情報処理費は、社会保障税番号制度システム整備補助金交付による財源の組み替えであります。</p> <p>2 款 2 項 2 目賦課徴収費 240 万 4,000 円は、5 月末の職員退職に対応するための人材派遣委託料です。</p> <p>3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 160 万 3,000 円は、人事異動による福祉課職員 1 名減に対応するための人材派遣委託料です。</p> <p>4 目国民年金費 118 万 8,000 円は、国民年金法に基づく届出書の電子媒体化等にかかわるシステム改修を行うもので、国の 100% 補助により実施をするものです。</p> <p>3 款 2 項 4 目美和みどり保育所費の 74 万 8,000 円は、産休代替臨時保育士の賃金です。</p> <p>4 款 1 項 5 目環境衛生費の 15 節工事請負費 99 万円は、上水道事前加入が当初見込みよりも増加をしたことにより増額をするものです。</p> <p>1 9 節負担金補助及び交付金は、水道会計が負担をしていました四三嶋工業用地の買収等費用 1,298 万 3,000 円と、高料金対策における総務省通達の繰入基準変更に伴う負担金 153 万 7,000 円の、計 1,452 万円を水道事業会計へ繰り出すものです。</p> <p>7 款土木費 162 万円は、やすらぎ荘入口交差点改良に伴う修正設計委託料です。</p> <p>9 款 1 項 2 目事務局費 34 万 2,000 円は、奨学金の貸付決定者が、当初見込みより増えたことによるものです。</p> <p>9 款 8 項 4 目公民館支館の 129 万 1,000 円は、公民館支館の PAS 及び高圧ケーブルの交換を行うものです。</p> <p>PAS とは、落雷などによる停電事故に近隣の住宅などを巻き込まないように区分をする装置であります。</p> <p>6 目めくばーる図書館費 49 万 2,000 円は、自動ドアの修繕を行うものです。</p> <p>9 款 9 項 1 目文化財保護総務費 579 万 9,000 円は、筑前町史の歴史資料及び考古資料の編纂・刊行を行うものです。</p> <p>9 款 10 項 2 目体育施設費の 8,163 万 6,000 円は、農業者トレーニングセンターの敷地購入費と契約に係る印紙購入費用です。</p> <p>10 款 1 項 2 目は畑嶋地区農地災害、10 款 2 項 3 目は桜林・常磐線道路災害の復旧工事費であります。</p> <p>次に、歳入の説明をいたします。</p> <p>8 ページをお願いします。</p> <p>主なもののみ説明いたします。</p> <p>11 款地方交付税 6,076 万 9,000 円の減額は、本年度普通交付税額の確定により、当初見込み額との差額を、補正をするものです。</p> <p>次に、15 款 3 項 3 目民生費国庫委託金は、国民年金法に基づく届出書の電子媒体化及び様式統一化によるシステム改修を行うための委託金です。</p> <p>19 款繰入金は、財政調整基金、地域振興基金、公共施設等整備基金からの繰入金です。</p> <p>20 款繰越金は、前年度からの繰越金の確定によるものです。</p>
--	---

	<p>21款諸収入は、町イチ村イチ2017に参加をするための、福岡県町村会からの助成金です。</p> <p>22款町債の2節臨時財政対策債は、本年度の限度額が確定をしたことにより、当初見込み額との差額を、減額をするものです。</p> <p>合併特例債は、やすらぎ荘入口交差点改良に伴う修正設計委託料分となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>それでは、議案書の21ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>議案第42号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>恐れ入りますけれども、別冊の筑前町水道事業会計補正予算書をお手元にお出しください。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>1ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>第1条、平成29年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成29年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の第1款、第2項の営業外収益153万7,000円を増額補正し、総額で4億1,872万7,000円とするものでございます。</p> <p>支出の補正はございません。</p> <p>第3条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。</p> <p>第1号、高料金対策としての経費を9,375万2,000円とする。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>第4条、平成29年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の第1款、第7項の固定資産売却代1,298万2,000円を増額補正し、総額2億3,186万3,000円とするものでございます。</p> <p>同じく、支出の補正はございません。</p> <p>補正内容についての説明をさせていただきます。</p> <p>11ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>まず、収益的収入及び支出の収入の分でございます。</p> <p>1款2項2目の他会計補助金153万7,000円の増でございます。</p> <p>平成29年度の地方公営企業操出金の基準額が変更になりまして、高料金対策他会計補助金を増額するものでございます。</p> <p>次に、15ページでございます。</p> <p>資本的収入及び支出の収入の分でございます。</p> <p>1款7項1目固定資産売却代1,298万2,000円の増でございます。</p> <p>平成27年に資材置き場として購入をし、造成をしておりました土地につきまして、隣接します企業誘致の一連の土地といたしまして、今回、譲渡したことにより、当時の土地購入費及び整備に見合う経費を水道事業会計に繰り入れるものでございます。</p>

	<p>以上で、水道事業会計補正予算の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第41号、財政課長の説明に、再度説明をしたいということですので、再度説明を求めたいと思います。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>先ほどの一般会計補正予算（第3号）につきまして、一部説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。</p> <p>予算書の5ページでございます。</p> <p>合併特例事業債の額を150万円増額し、10億5,900万円とすると申し上げておりましたが、正しくは記載のとおり、1億590万円でございます。</p> <p>訂正しお詫び申し上げます。</p>
議長	<p>議案の説明が終わりました。</p>
日程第15～	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第15から日程第22までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第15 認定第1号から日程第22 認定第8号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第15 認定第1号から日程第22 認定第8号までは一括議題として、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して、審査することに決定しました。</p> <p>ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>5番 奥村忠義議員</p>
奥村議員	<p>決算審査特別委員会委員長に、副議長の田中政浩議員を、副委員長に、総務建設常任委員長であります石丸時次郎議員を推薦いたします。</p>
議長	<p>ただ今、5番 奥村忠義議員から発言がありましたように、委員長に田中政浩副議長、副委員長に石丸時次郎総務建設常任委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、田中政浩副議長、決算審査特別委員会委員長就任のごあいさつを演壇にてお願いします。</p> <p>田中副議長</p>
田中副議長	<p>ただ今、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、町の財政は非常に厳しくなっております。それだけに決算審査にあたる議員各位もたいへんなご苦労があろうかと存じます。</p> <p>地方自治法で規定されておりますように、最小の経費で最大の効果をあげるよう予算執行がされたかどうか、議会における予算審査の趣旨が十分生かされたか、また、予算の執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多々あろうかと存じます。</p> <p>委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果をあげることを念頭において審査されますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。</p>

	委員長就任のあいさつです。ありがとうございました。
議長	決算審査特別委員会委員長就任のあいさつが終わりました。
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。 お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 0 9)</p>